営業用倉庫登録までの手続の流れ (開発許可を取得する場合)

自治体への事前相談

- ○開発許可取得について担当自治体に相談
 - →開発許可を取得するのに必要な手続について担当自治体に確認をして下さい。その際にどの要件に基づく許可(物流総合効率化法(物交法)の認定を受けた特定流通業務施設・1日あたりの入出庫量が80 t以上(※1)の大規模な流通業務施設・その他)か必ず確認して下さい。

(※1日あたりの入出庫量については各自治体の基準により異なります。)



運輸局への相談

- ○大規模な流通業務施設
- →下記の手続が必要です。
- ① (事前照会時) 大規模な流通業務施設としての判断資料を提出
- ② (本照会時) 申請書 (新規登録・変更登録)を提出
- ③ (申請書提出〜建物完成の間) 申請書の補正対応
- ○特定流通業務施設
- →総合効率化計画の認定の手続が必要です。 (別途ご相談下さい)
- ○その他

(自治体との相談内容をふまえ個別に対応)



営業用倉庫として登録

○自治体への事前相談

開発許可を取得する予定地の担当自治体に、開発許可申請の手続について、事前に相談を行って下さい。その際にどの要件に基づく許可(物流総合効率化法(物交法)の認定を受けた特定流通業務施設・1日あたりの入出庫量が80t以上(※1)の大規模な流通業務施設・その他)か必ず確認して下さい。また、大規模な流通業務施設としての規模要件をクリアしたり、倉庫業の登録、物交法の認定を受けたりして運輸局の手続が完了すれば必ず開発許可がおりる訳では無く、各自治体で定める開発許可基準も満たす必要があるため、開発許可取得のための手続について自治体担当者と入念に相談を行って下さい。

○運輸局への事前相談

自治体への相談の結果、開発許可の取得の目処が立ちましたら運輸局へご相談下さい。どの要件に基づく許可かにより手続の流れが変わりますので、どの要件にて開発許可を取得するのか整理した上で、手続を進めていただきますようお願いいたします。

大規模な流通業務施設として開発許可を取得する場合、運輸局に必要な手続の手順としては

- ①開発許可取得のための手続(事前照会・本照会)にあわせ運輸局に申請書等を提出
- ②開発許可の取得。許可後建物を建設する間に申請書の不足書類の提出
- ③建物完成後営業用倉庫として登録となります。
- ①の際にご提出いただく資料としては、
- ・事前照会時:大規模な流通業務施設としての判断資料・案内図・配置図・平面図 (寄託貨物(倉庫業として預かる荷物)で1日あたりの入出庫量が80t以上(※1)必要となります)
- ・本照会時:<u>倉庫業申請書(新規:倉庫業登録申請書変更:倉庫施設等変更登録申請書)</u>のうち提出時点でご準備できる資料、不足書類を後日提出する旨の申立書

(不足する書類については建物完成までの間にご提出いただくことは可能ですが、<u>必ず建物が倉庫の施設基準</u>に適合するようにご準備下さい。)

となります。どのタイミングで照会が行われるかは各自治体の担当者にご確認下さい。また、自 治体によっては事前照会、本照会を同時に行う場合もございますので、その場合は上記の書類を 同時にご提出下さい。

上記手続き後、開発の許可の取得・建物建設(②)となりますが、その間に上記にて提出できなかった資料について順次ご提出いただき、建物完成までに申請書に必要な資料を全てご提出下さい。資料の提出のタイミングについては、書類の準備ができ次第で結構ですが、建物完成後不備箇所が見つかり、再度工事を行うといった事態を避けるため、遅くとも建築確認済証が発行されたタイミングまでには、建築図面を全てご提出下さい。

建物が完成し(③)、補正が全て整い完了検査済証をご提出後、最終的な審査を行い、営業用倉庫として登録となります。